

議 案 提 出 書

件 名 認知症施策の推進を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月14日

長野市議会議長 小林 治 晴 様

提出者	長野市議会議員	手 塚 秀 樹
賛成者	長野市議会議員	松 木 茂 盛
	同	小 泉 栄 正
	同	小 林 秀 子
	同	野 本 靖
	同	小 泉 一 真
	同	高 野 正 晴

認知症施策の推進を求める意見書（案）

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けています。2015年に推計で約 525万人であったものが、2025年には推計で 700万人を突破すると見込まれています。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要です。

こうした中、国では、昨年7月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を改正し、認知症サポート医の養成や初期集中支援チームの体制整備の支援、本人や家族の交流の場である認知症カフェの設置拡大等、当事者の視点に立った取組の強化を図っているところですが、

しかしながら、認知症の人や家族が、住み慣れた地域において社会生活を円滑に営むためには、認知機能が低下した高齢者の移動手手段の確保、成年後見制度の周知や利用の促進、若年性認知症の発症者の雇用継続等、依然として多岐にわたる課題があることから、国を挙げて総合的に取り組む必要があります。

よって、国におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れ、下記の事項について取り組むよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 国や自治体を初め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

平成30年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛

長野市議会議長 小林 治 晴